

# 児童手当について

## 児童手当

児童手当は、家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成のため、児童を養育する方に支給されます。

### [手当を受けられる方]

就学前の児童を養育している方で前年の収入が一定額未満の方。

※ 昨年、所得の超過で支給停止になった方も、所得制限限度額の引き上げにより平成13年の所得によっては手当の支給を受けることができますので、認定請求の手続きをとれるようお勧めします。

### [手当の額]

第1子・第2子は5,000円、第3子以降は1名に付き10,000円

なお手当は、毎年2月・6月・10月それぞれ前月分までが支給されます。



## 児童扶養手当

児童扶養手当は、父親のいない児童（父親が重度の障害にある場合も含む）の母親や、母親に代わってその児童を養育している方に対して手当を支給する制度です。

### [手当を受けられる方]

次のいずれかに該当する児童の母親、母親に代わってその児童を養育している方。

父親が婚姻を解消した児童 父親が死亡した児童 父親が引き続き1年以上遺棄している児童 父親が法に定める障害の状態（年金の障害等級1級程度）にある児童

父親が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 母親が婚姻に寄らないで妊娠した児童

## 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、20歳未満で心身に障害のある児童のために、その父親または養育者に対して手当を支給する制度です。

各手当に関する詳しいお問い合わせは、役場町民課福祉係まで

（☎57-1111内線234）

保健師メモ

## 肝炎ウイルス検診について

肝炎を起こす原因にはいろいろあります。我が国

ではそのほとんどが肝炎ウイルスの感染によるもので

す。ウイルス肝炎のうち、

C型肝炎ウイルス（HC

V）の感染によるものをC

型肝炎と呼びます。

C型肝炎ウイルスが体内に入り、肝臓で増殖すると、

一定期間を経て「身体がだ

るい」「食欲がない」「吐き

気がする」などの症状が見

られ、引き続いて皮膚が黄

色になることがあります。

これが急性肝炎と呼ばれる

状態です。

C型肝炎ウイルスに感染

した場合、成人では急性肝

炎になつても軽い症状だつ

たり、まったく症状が出な

かつたりするため本人が気

づかず、肝炎ウイルスが体

の中から排除されずに住み

つてしまふことがわかつ

ています。このような状態

にある人をC型肝炎ウイル

スの持続感染者（HCV  
キャリア）と呼びます。ま

た感染すると慢性肝炎とな

る場合もあり、更に一部は  
肝硬変や肝臓がんに進行す

る場合があり注意が必要で

C型肝炎ウイルスの感染の有無は、採血して検査し

ます。町では、平成12年度より希望者のみ健診時にC

型肝炎検査を全額自己負担で実施していましたが、今

年度より保健事業に追加されたことに伴い、少しの自己負担で肝炎ウイルス検査を受けることができるよう

になりました。

検査希望の方は人数が限られていますので、あらか

じめ基本健診前にパンフ

レット等で確認をお願いし

ます。また日常生活の場では、新たにC型肝炎ウイル

スに感染することはほとん

どないことがわかつており、毎年繰り返して検査を受け

なくとも1回受ければ良いとされています。